

作業床の無い箇所でのフルハーネス型安全帯の使用 においては、『フルハーネス型安全帯特別教育』 を受講しなければなりません！！

『フルハーネス型安全帯特別教育』のご案内

労働安全衛生法においては、高所からの墜落・転落による労働災害を防止するため、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合、足場などの作業床の設置が義務付けられています。しかしながら、安全な作業床が設置されない場合には、防綱〔安全ネット〕を設置した上で、**要求性能墜落制止用器具**〔安全帯〕の使用が義務付けられているところです。

ところで、墜落・転落災害が多発している状況を踏まえ、厚生労働省においては、平成30年6月、労働安全衛生関係法令の改正が行われ、平成31年2月1日以降、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、**フルハーネス型墜落制止用器具**〔安全帯〕を使用して作業を行わせるときは、『フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育』の**修了者**でなければならないことが義務付けられたところです。また、墜落制止用器具を使用していたものの墜落・転落災害が発生しており、墜落制止用器具の装着方法、使用方法が適切でなかったなどの労働災害発生事例を踏まえ、フルハーネス型安全帯の装着方法、ランヤードの取付け設備などへの取付け方法などの実技の実施〔1.5時間〕が併せて義務付けられました。

このような状況下、建設業労働災害防止協会 大分県支部では、特別教育規程に基づき、実技に力点を置いた『フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育』を実施しておりますので、積極的な受講をご案内申し上げます。

なお、**令和4年1月2日以降**は、従来の『**胴ベルト型**』も含め、**旧構造規格**〔安全帯の規格〕ではなく、**新構造規格**〔**墜落制止用器具**の規格〕に適合する**要求性能墜落制止用器具**〔安全帯〕しか使用できないことに、留意願います。

『安全帯』が『墜落制止用器具』に変わりました！！

『**旧構造規格**〔安全帯の規格〕に基づく安全帯〔**胴ベルト型**・フルハーネス型）を使用できるのは、**2022年〔令和4年〕1月1日まで**でした。

製品ラベルで、『**新構造規格**〔**墜落制止用器具**の規格〕**適合品**』であることを確認しましょう！！

経過期間〔猶予期間〕

	2018(平成30)年	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年以降
政省令改正	★ 公布	★ 施行日(2月1日)			★ 完全施行日(1月2日～)
旧規格の安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能〔2022(令和4)年1月1日まで〕				×
旧規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能〔2019(令和元)年7月まで〕		販売可能〔2022(令和4)年1月1日まで〕		×
新規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能		製造・販売可能〔2019(令和元)年2月1日～〕		

1 建災防大分県支部で実施する教育

- ◆ フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)使用作業特別教育



2 主な受講資格

- ◆ 18歳以上の者で、高さ2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難のところ、フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)を用いて行う作業に係る業務を行う者
〔ロープ高所作業に係る業務を除く。〕

3 カリキュラム

(1) フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育 **学科** 4.5 時間

科目	範囲	時間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造および取扱方法、作業に用いる設備の点検および整備の方法、作業の方法	1時間
墜落制止用器具に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネスおよびランヤードの種類および構造、墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法、墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法および選定方法、墜落制止用器具の点検および整備の方法、墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
労働災害防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置、落下物による危険防止のための措置、感電防止のための措置、保護帽の使用法および保守点検の方法、事故発生時の措置、その他作業に伴う災害およびその防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令および安衛則中の関係条項	30分
合計		4時間30分

(2) フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育 **実技** 1.5 時間

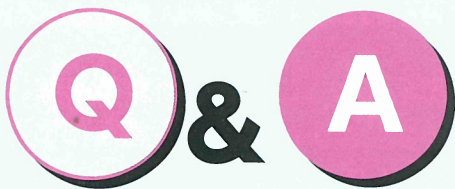
科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法、墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法、墜落による労働災害防止のための措置、墜落制止用器具の点検および整備の方法	1.5時間
合計		1時間30分

4 受講料

会 員 12,485 円

非会員 13,585 円

教育時間や、受講資格は、ホームページを参照してください。
また、受講料およびテキスト代は、消費税込みの金額です。



パブリックコメントなどの抜粋

Q1 6.75mを超える箇所での作業と、高さ6.75m以下の箇所での作業が混在するときは、常時、「フルハーネス型」を使っても良いか？

A1 6.75m未満での作業の場合は、「胴ベルト型」でも良いという表現がいろんなところで言われていますが、誤解してほしくないことは、決して「胴ベルト型」を推奨することではなく、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」においては、「フルハーネス型」を原則とすることとされています。

作業箇所の高さが低い場合は、ロック機能付き巻取り器付きの安全帯を使うことや、フックを頭上の高さに掛けるなどにより、墜落・転落距離を低減することにより、「フルハーネス型」を積極的に使用いただくことをお願いします。

さらに、取付設備の高さや、作業者の体重などに応じたショックアブソーバーのタイプ、ランヤードの長さなどを適切に選択することも必要です。

Q3 高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、「フルハーネス型墜落制止用器具」を着用して、「通行」や、「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要か？

A3 「通行」や、「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。

一般的に、「通行」とは、通っていくという意味、「昇降」とは、昇ったり降りたりするという意味であり、それ以外の行為である「工事の進捗確認」、「職場巡視」、「点検」などは、「通行」や、「昇降」に当たらず、特別教育が必要であることに、留意願います。

Q2 6.75mを超える高さとは、「フルハーネス型」のフックを取り付ける位置から落下到達面までの高さか？

A2 6.75mの高さは、作業箇所の高さであり、フックの取付高さではなく、作業床などから墜落する地面などまでの鉛直方向の距離をいいます。

Q4 新構造規格である「墜落制止用器具の規格」が平成31年1月25日に制定され、旧構造規格「安全帯の規格」の適合品として令和元年8月1日以前に製造された安全帯は、令和4年1月2日以降、使用することができないと聞きましたが、新旧の構造規格適合品はどのように見分けることができますか？

A4 新旧の構造規格適合品の見分け方としては、ランヤードの表示箇所において、旧構造規格適合品である場合は「安全帯の規格」、新構造規格適合品である場合は「墜落制止用器具の規格」と明記されていますので、記載内容を確認願います。

なお、旧構造規格適合品は、令和4年1月1日までに廃棄して、それ以降は、新構造規格適合品を必ず使用してください。

「胴ベルト型」も、同様ですので、廃棄をお願いします。



Q5 「胴ベルト型」も特別教育の対象か？

A5 「胴ベルト型」は、「フルハーネス型」と比較して、取扱いが容易であることなどから、「胴ベルト型」に対しては、特別教育を義務付けていません。

しかしながら、6.75mを超える箇所では、「胴ベルト型」は絶対に使用できないことに、留意願います。

Q7 高所作業車を用いた作業については、特別教育を行わなければならないか？

A7 高所作業車のバケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられていませんが、装着の方法などを適正に理解させるため、教育の実施が求められます。

なお、高所作業車のバケット内で作業する場合であっても、高さが6.75mを超える場合は、「フルハーネス型」の使用が義務付けられますので、留意願います。

Q9 高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、「フルハーネス型」の墜落制止用器具を着用して作業する場合、特別教育を実施しない場合は、罰則がありますか？

A9 労働安全衛生法第119条の規定に基づき、事業者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられますので、留意願います。

Q6 特別教育には、「ロープ高所作業を除く。」とありますが、「ロープ高所作業特別教育」を修了していれば「フルハーネス型安全帯特別教育」を受講しなくても良いか？

A6 ロープ高所作業を行うには「ロープ高所作業特別教育」の修了が必要ですが、併せて「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を修了する必要はないという趣旨です。

ロープ高所作業以外の作業床が無い高所作業でフルハーネスを使用する場合には、「フルハーネス安全帯使用作業特別教育」を受講しなければならないことに、留意願います。

Q8 山林などの斜面の立木調査などの業務においても、「フルハーネス型」の墜落制止用器具を使用する場合は、特別教育が必要となりますか？

A8 2m以上の高さで、墜落・転落のおそれがあり、「フルハーネス型墜落制止用器具」を使用させる場合は特別教育が必要と考えられます。なお、法面などの角度が40度以上の斜面でロープを使用して作業する場合には、労働安全衛生規則第36条第40号に該当する「ロープ高所作業業務に係る特別教育」を実施する必要があります。

Q10 特別教育の受講に当たって、服装などの指定がありますか？

A10 特別教育の実施に当たっては、実技において、「フルハーネス型墜落制止用器具」を実際に着用していただきますので、作業着、保護帽、安全靴などを準備してください。

《 お問い合わせ先 》

建設業労働災害防止協会 大分県支部

建災防 大分県支部

🔍 で検索 !!